

東京大学大学院農学生命科学研究科
 附属アグロバイオテクノロジー研究センター（環境保全工学研究部門） 特任研究員 公募

1	職名及び人数	特任研究員（特定有期） 1 名
2	採用予定日	令和6年4月1日（予定）
3	任期	令和8年9月30日まで（予定）
4	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス
5	所属	大学院農学生命科学研究科附属アグロバイオテクノロジー研究センター 環境保全工学研究部門
6	業務内容	<p>《プロジェクト》 プラスミド学の学術基盤再形成 《プロジェクト内容》 大隅科学創成財団 (https://www.ofsf.or.jp/) のサポートを得て、プラスミドの学問的基盤を再構成するモデル事業として、本プロジェクトを実施します。 細菌の染色体外遺伝因子で接合伝達によって遺伝子の水平伝播をも担うプラスミドは、環境汚染物質の分解菌の進化や薬剤耐性菌の出現に重要な役割を果たしています。一方で、既存の研究は相互の比較検討が不十分で、ゲノム時代に報告が増えている多様なプラスミドを類型化する基盤整備は不十分です。このプロジェクトでは、このような現状を打破するために、重要な環境細菌である<i>Pseudomonas</i>属細菌をモデルに、それらのプラスミドについて類型化を進めると共に、それらの基本性質を明らかにすることを目的としています。</p> <p>ポストドクとして雇用したい人材に期待する業務としては ①モデルプラスミドの構築（共同研究先である静岡大学のグループと共同でデザインします） ②各種細菌内でのプラスミドの安定性の評価 ③各種細菌細胞内でのプラスミドの不和合性評価 ④上記性質の分子メカニズムの解明 ⑤実験に使用する細菌の維持・管理</p> <p>なお、上記の業務は派遣業務を行う技術補佐員や研究室に在籍する学生と共同で行うこととなります。</p>
7	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
8	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
9	給与□	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め、 月額 270,000 円以上（経験及び能力による）
10	諸手当	通勤手当（支給要件を満たした場合）
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格□	博士号取得者（または採用日までに取得見込の者）
13	提出書類	<p>1)履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2)研究業績リスト（原著論文、著書、総説、学会発表、受賞歴等；論文については査読の有無を明記してください）</p> <p>3)主要論文の別刷りまたはコピー（3編以内；それぞれの論文で果たした役割を簡単に説明した文章を付けてください）</p> <p>4)これまでの研究概要（A4で2枚程度；業績の内容の紹介を交えてください）</p> <p>5)着任後の研究に対する抱負、自己アピール（A4で1枚程度）</p> <p>6)照会可能な方2名の氏名、所属、電子メールアドレス</p>
14	応募締切	令和6年1月19日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。 適任者の採用が決まり次第、募集を締め切ります。
15	書類送付先及び問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科附属アグロバイオテクノロジー研究センター 環境保全工学研究部門 野尻秀昭 TEL: 03-5841-3067 E-mail: anojiri[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp （[at]は@に置き換えてください） 封筒に「特任研究員 応募書類在中」と朱書き、記録が残る方法で送付のこと。 海外からの応募の場合は、応募書類の電子媒体の送付も可とする。送付の前に、一度上記メールアドレスへ連絡し、具体的な送付手順を確認してから送付すること。
16	特記事項	1)試用期間あり（採用日から14日間）
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	<p>応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>取得した個人情報、本人選考以外の目的には利用しません。</p> <p>東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所有り）</p> <p>外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>